

しながわ

平成21年(2009)
8/14
1721号

**選挙
特集号**

☎140-8715 品川区広町2-1-36 代表番号 ☎3777-1111 広報広聴課 ☎5742-6644 Fax5742-6870 <http://www.city.shinagawa.tokyo.jp/>

区役所は耐震改修工事のため駐車スペースに限りがあります。車でご来庁の際はお待ちいただくことがありますので、ご了承ください。

8月30日(日)は 衆議院議員選挙・ 最高裁判所裁判官国民審査の 投票日です

投票時間は
午前7時～
午後8時



衆議院の解散に伴い、衆議院議員選挙が8月18日(火)に公示され、8月30日(日)に投票が行われることになりました。これに合わせて最高裁判所裁判官国民審査も行われます。

衆議院議員選挙は、「小選挙区選出議員選挙」と「比例代表選出議員選挙」の投票を行います。小選挙区選出議員選挙では、品川区は東京都第3区です。



19年度 明るい選挙啓発ポスターコンクール 品川区選挙管理委員会委員長賞 室井風沙さん 城南中学校3年生

投票の方法 (投票用紙の記載例)

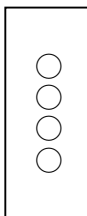
投票用紙は、小選挙区を先に交付し、その投票が終わった後、比例代表と国民審査を同時に交付します。それぞれの投票用紙の記入方法は次のとおりです。

衆議院議員選挙

●小選挙区選出議員選挙

(投票用紙はピンク色)

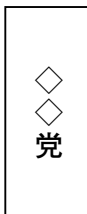
候補者1人の氏名を記入します



●比例代表選出議員選挙

(投票用紙はうすい青色)

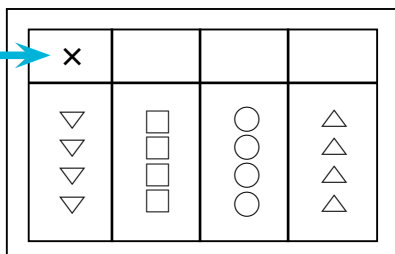
「政党その他の政治団体の名称又は略称」を記入します



最高裁判所裁判官国民審査

(投票用紙は白色)

やめさせた方が
良いと思う裁判官に「×」を記入します



品川区で投票できる方

平成元年8月31日以前に生まれ、平成21年5月17日までに品川区に転入の届け出をし、引き続き区内に住んでいる方です。

5月18日以後に転入の届け出をした方などは、下表をご覧ください。

今回の選挙で投票できる方・できない方

投票できる方			投票できます	
			今の住所の投票所で	前の住所の投票所で
選挙人名簿に登録があり、住所に変更がない方			○	
区内で転居した方	選挙人名簿に登録がある方	7月27日以前に転居届をした方	○	
		7月28日以後に転居届をした方		○
品川区に転入した方	5月17日以前に転入届をした方	5月18日以後に転入届をした方(前住所地の選挙人名簿に登録がある場合)		投票できません
		前住所地を4月18日以前に転出した方		投票できません
		前住所地を4月19日～29日に転出した方		期日前投票ができる場合があります*1
品川区から転出した方	5月17日以前に転出先に転入届をした方	品川区を4月18日以前に転出した方		投票できません
		品川区を4月19日～29日に転出した方		期日前投票ができる場合があります*2
		品川区を4月30日以後に転出した方		○
平成元年9月1日以後に生まれた方				投票できません

* 「転出」した日は、転出届をした日ではなく、実際に異動した日です。

* 1 投票できる期間が限られますので、前住所地の選挙管理委員会へお問い合わせください。

* 2 投票できる期間が限られますので、品川区選挙管理委員会へお問い合わせください。

